

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」改正案新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方 令和6年5月31日 公正取引委員会 厚生労働省 改正：令和7年●月●日	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方 令和6年5月31日 公正取引委員会 厚生労働省
はじめに [略]	はじめに [略]
第1部 定義（本法第2条） 1 特定受託事業者（本法第2条第1項） [略] (1) [略] (2) 業務委託（本法第2条第3項） [略] ア・イ [略] ウ 役務の提供委託（本法第2条第3項第2号） (7) 役務の提供 「役務の提供」とは、いわゆるサービス全般について労務又は便益を提供することをいう。 <u>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）第2条第4項の「提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことをいい、委託事業者が自ら用いる役務は含まれない。一方、本法第2条第3項第2号における「役務」は、「他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。」と定めているとおり、委託事業者が他者に提供する役</u>	第1部 定義（本法第2条） 1 特定受託事業者（本法第2条第1項） [略] (1) [略] (2) 業務委託（本法第2条第3項） [略] ア・イ [略] ウ 役務の提供委託（本法第2条第3項第2号） (7) 役務の提供 「役務の提供」とは、いわゆるサービス全般について労務又は便益を提供することをいう。 <u>下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第2条第4項の「提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことをいい、委託事業者が自ら用いる役務は含まれない。一方、本法第2条第3項第2号における「役務」は、「他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。」と定めているとおり、委託事業者が他者に提供する役務に限らず、委託事業者が自ら用いる役務を含むもので</u>

務に限らず、委託事業者が自ら用いる役務を含むものである。

(イ) [略]

2～4 [略]

5 報酬（本法第2条第7項）

「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合に特定受託事業者の給付（役務の提供委託をした場合にあっては、当該役務の提供をすること。本法第5条第1項第1号及び第3号に係る記載を除き、以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。報酬には、消費税・地方消費税も含まれる。

なお、報酬の支払は、できる限り金銭（金融機関口座へ振り込む方法を含む。）によるものとする。報酬を金銭以外の方法で支払う場合には、当該支払方法が、特定受託事業者が報酬を容易に現金化することが可能である等特定受託事業者の利益が害されない方法でなければならない。また、報酬の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の手段であって当該報酬の支払期日までに当該報酬の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することは、望ましくない。

第2部 特定受託事業者に係る取引の適正化

第1 業務委託事業者に求められる事項（本法第3条及び第6条第3項）

1 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等（本法第3条） [略]

(1)・(2) [略]

(3) 明示すべき事項（本法第3条第1項及び本法規則第1条第1項から第3項まで）

業務委託事業者は、特定受託事業者に業務委託をした場合には、直ちに、本法規則第1条第1項から第3項までに定められた各事項（以下「明示事項」という。）を、特定受託事業者に3条通知により明示しなければならない。

ある。

(イ) [略]

2～4 [略]

5 報酬（本法第2条第7項）

「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合に特定受託事業者の給付（役務の提供委託をした場合にあっては、当該役務の提供をすること。本法第5条第1項第1号及び第3号に係る記載を除き、以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。報酬には、消費税・地方消費税も含まれる。

なお、報酬の支払は、できる限り現金（金融機関口座へ振り込む方法を含む。）によるものとする。報酬を現金以外の方法で支払う場合には、当該支払方法が、特定受託事業者が報酬を容易に現金化することが可能である等特定受託事業者の利益が害されない方法でなければならない。

第2部 特定受託事業者に係る取引の適正化

第1 業務委託事業者に求められる事項（本法第3条及び第6条第3項）

1 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等（本法第3条） [略]

(1)・(2) [略]

(3) 明示すべき事項（本法第3条第1項及び本法規則第1条）

業務委託事業者は、特定受託事業者に業務委託をした場合には、直ちに、本法規則第1条に定められた各事項（以下「明示事項」という。）を、特定受託事業者に3条通知により明示しなければならない。

ア～キ [略]

ク 金銭以外の方法で報酬を支払う場合の明示事項（本法規則第1条第1項第8号から第11号まで）

手形等の金銭以外の方法で報酬を支払う場合には、支払方法ごとに次の事項を明示しなければならない。

なお、報酬の支払方法の一部に金銭以外のいずれかの支払方法を用いる場合には、当該支払方法により支払う額の明示に当たって、その額を記載する方法のほか、報酬の総額のうち当該支払方法により支払う額の占める比率を記載することができる。

(7)～(エ) [略]

ケ 内容が定められない事項がある場合の明示事項等（本法第3条第1項、本法規則第1条第1項第12号及び同条第5項）
[略]

コ 共通事項がある場合の明示事項等（本法規則第1条第4項）
[略]

(4) 再委託を行う場合に明示をすることができる事項（本法第4条第3項、本法規則第1条第2項及び第4条）
[略]

ア 再委託である旨（本法規則第4条第1号）
[略]

イ 元委託者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって元委託者を識別できるもの（本法規則第4条第2号）
[略]

ウ 元委託業務の対価の支払期日（本法規則第4条第3号）
[略]

(5) 明示する方法（本法第3条第1項、本法規則第1条第6項及び第2条）
[略]

ア・イ [略]

(6) 特定受託事業者から書面の交付を求められた場合の対応（本法

ア～キ [略]

ク 現金以外の方法で報酬を支払う場合の明示事項（本法規則第1条第1項第8号から第11号まで）

手形等の現金以外の方法で報酬を支払う場合には、支払方法ごとに次の事項を明示しなければならない。

なお、報酬の支払方法の一部に現金以外のいずれかの支払方法を用いる場合には、当該支払方法により支払う額の明示に当たって、その額を記載する方法のほか、報酬の総額のうち当該支払方法により支払う額の占める比率を記載することができる。

(7)～(エ) [略]

ケ 内容が定められない事項がある場合の明示事項等（本法第3条第1項、本法規則第1条第4項及び第4条）
[略]

コ 共通事項がある場合の明示事項等（本法規則第3条）
[略]

(4) 再委託を行う場合に明示をすることができる事項（本法第4条第3項、本法規則第1条第2項及び第6条）
[略]

ア 再委託である旨（本法規則第6条第1号）
[略]

イ 元委託者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって元委託者を識別できるもの（本法規則第6条第2号）
[略]

ウ 元委託業務の対価の支払期日（本法規則第6条第3号）
[略]

(5) 明示する方法（本法第3条第1項、本法規則第1条第5項及び第2条）
[略]

ア・イ [略]

(6) 特定受託事業者から書面の交付を求められた場合の対応（本法

第3条第2項及び本法規則<u>第3条第2項</u>) 〔略〕 ア 〔略〕 イ 特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合 「特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合」とは、本法規則<u>第3条第2項各号</u>のいずれかに該当する場合をいう。ただし、明示事項が後記（ア）又は（イ）に該当する場合において、電子メール等により送信する方法により明示された後に、特定受託事業者がその責めに帰すべき事由がないのに閲覧することができなくなったときを除く。 〔略〕 （ア） 特定受託事業者からの電磁的方法による提供の求めに応じて、明示をした場合（本法規則<u>第3条第2項第1号</u>） 〔略〕 （イ） 業務委託事業者により作成された定型約款を内容とする業務委託がインターネットのみを利用する方法により締結された契約に係るものであるとともに、当該定型約款がインターネットを利用して特定受託事業者が閲覧することができる状態に置かれている場合（本法規則<u>第3条第2項第2号</u>） 〔略〕 （ウ） 既に書面の交付をしている場合（本法規則<u>第3条第2項第3号</u>） 〔略〕 ウ 〔略〕 2 〔略〕 第2 特定業務委託事業者に求められる事項（本法第4条及び第5条） 1 〔略〕 2 特定業務委託事業者の遵守事項（本法第5条） 〔略〕	第3条第2項及び本法規則<u>第5条第2項</u>) 〔略〕 ア 〔略〕 イ 特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合 「特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合」とは、本法規則<u>第5条第2項各号</u>のいずれかに該当する場合をいう。ただし、明示事項が後記（ア）又は（イ）に該当する場合において、電子メール等により送信する方法により明示された後に、特定受託事業者がその責めに帰すべき事由がないのに閲覧することができなくなったときを除く。 〔略〕 （ア） 特定受託事業者からの電磁的方法による提供の求めに応じて、明示をした場合（本法規則<u>第5条第2項第1号</u>） 〔略〕 （イ） 業務委託事業者により作成された定型約款を内容とする業務委託がインターネットのみを利用する方法により締結された契約に係るものであるとともに、当該定型約款がインターネットを利用して特定受託事業者が閲覧することができる状態に置かれている場合（本法規則<u>第5条第2項第2号</u>） 〔略〕 （ウ） 既に書面の交付をしている場合（本法規則<u>第5条第2項第3号</u>） 〔略〕 ウ 〔略〕 2 〔略〕 第2 特定業務委託事業者に求められる事項（本法第4条及び第5条） 1 〔略〕 2 特定業務委託事業者の遵守事項（本法第5条） 〔略〕
---	---

(1) [略]

(2) 特定業務委託事業者の禁止行為

[略]

ア [略]

イ 報酬の減額の禁止（本法第5条第1項第2号）

[略]

(ア) [略]

(イ) 「報酬の額を減ずること」に該当する具体例

例えば、次のような場合は、「報酬の額を減ずること」に該当する。

①・② [略]

③ 報酬を特定受託事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を特定受託事業者に負担させ、報酬の額から差し引くこと。

[削る]

④～⑪ [略]

[削る]

(ウ) [略]

ウ～キ [略]

第3部 [略]

(1) [略]

(2) 特定業務委託事業者の禁止行為

[略]

ア [略]

イ 報酬の減額の禁止（本法第5条第1項第2号）

[略]

(ア) [略]

(イ) 「報酬の額を減ずること」に該当する具体例

例えば、次のような場合は、「報酬の額を減ずること」に該当する。

①・② [略]

③ 特定受託事業者と書面又は電磁的方法で合意することなく、報酬を特定受託事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を特定受託事業者に負担させ、報酬の額から差し引くこと。

④ 報酬を特定受託事業者の金融機関口座に振り込む際の手数料を特定受託事業者に負担させることを書面又は電磁的方法で合意している場合に、金融機関に支払う実費を超えた振込手数料の額を報酬の額から差し引くこと。

⑤～⑫ [略]

(ウ) 「報酬の額を減ずること」に該当しない具体例

例えば、業務委託前に、書面又は電磁的方法で、報酬を特定受託事業者の金融機関口座に振り込む際の振込手数料を特定受託事業者が負担することについて合意しており、特定業務委託事業者が報酬を振り込む際に金融機関に支払う実費の範囲内で当該手数料を差し引いて報酬を支払う場合には、「報酬の額を減ずること」に該当しない。

(エ) [略]

ウ～キ [略]

第3部 [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。